

●香川県広域水道企業団告示第11号

令和2年香川県広域水道企業団告示第15号（水道料金等の収納事務の委託（コンビニエンスストアにおける収納事務））の一部を次のように改正する。
 令和3年7月13日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前							
委託した収納事務	委託先の名称 及び所在地		収納する場所（以下「 コンビニ」という。）		委託 年月 日	委託した収納事務	委託先の名称 及び所在地		収納する場所（以下「 コンビニ」という。）		委託 年月 日
			提携する 者の名称	コンビニエ ンスストア の名称					提携する 者の名称	コンビニエ ンスストア の名称	
水道の使用に係る料金並びに高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務	SMB	愛知県	略			水道の使用に係る料金並びに高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務	SMB	<u>東京都</u>	略		
	Cファ	<u>名古屋</u>					Cファ	<u>港区三</u>			
	イナン	<u>市中区</u>					イナン	<u>田三丁</u>			
	スサー	<u>丸の内</u>					スサー	<u>目5番</u>			
	ビス株	<u>23番20</u>					ビス株	<u>27号</u>			
	式会社	<u>号</u>					式会社				
備考 略						備考 略					